

### 職員の分限および懲戒処分の状況

分限処分とは、心身の故障、刑事事件での訴訟など職務が十分に果たせない場合などについて、公務能率の維持を目的に行う処分、懲戒処分とは、地方公務員法などに違反した場合や職務上の義務違反などに対して、秩序維持を図るために行う処分です。

職員の分限および懲戒処分の状況 令和3年度

分限処分者数				懲戒処分者数				
降任	免職	休職	計	戒告	減給	停職	免職	計
—	—	—	—	1	—	—	—	1

### 職員研修の状況

職員研修については、職員研修審査委員会を開催し、毎年研修計画を定め、北海道市町村職員研修センター、管内町村会などで行われる研修や庁内研修を実施し効果的・効率的な研修の実施に努めています。

職員研修の参加状況 令和3年度

区分	内容	参加者数
派遣研修	北海道市町村職員研修センター主催の税務事務研修、管理能力研修	5人
	管内町村会主催の新規採用職員・初級職員・中級職員研修、北海道町村会主催の法務実務入門研修	14人
	姉妹町人事交流研修	1人
庁内研修	新規採用初任者研修	3人
	人事評価制度研修、公共施設等総合管理計画に関する研修、法務研修、自治体DX研修、地方行財政講習会	284人
その他研修	健康管理研修	9人
	救命講習	34人
計(延べ人数)		350人

### 職員の福利厚生について

#### 共済制度の概要

共済制度は、職員と家族の生活の安定と福祉の向上のため地方公務員等共済組合法に基づき、北海道市町村職員共済組合が実施主体となり次の事業を実施しています。

- ①短期給付事業 病気やけが、出産、死亡、休業、災害などに対する給付
- ②長期給付事業 退職後の年金などの給付
- ③福祉事業 保健事業、貯金事業、貸付事業、物資購入事業など

また、北海道市町村職員福祉協会に加入(令和4年度負担金予算額28万円)し、福利厚生事業(負担金事業、掛金事業、共同事業)のほか、医療給付事業や貸付事業、生命共済事業などを実施しています。

#### 職員福利厚生事業

職員の福利厚生事業としては、職員の健康診断を毎年実施しており、令和3年度の健診委託料は、169万8,031円となっています。

### 特別職などの給料

令和4年4月1日現在

区分	月額	期末手当		
		6月	12月	計
町長	73万円	2.150月分	2.150月分	4.300月分
副町長	61万円	2.150月分	2.150月分	4.300月分
教育長	54万5,000円	2.150月分	2.150月分	4.300月分

■問合せ 総務課職員係 (☎ 47-2112 役場2階 窓口10番)

### 服務規律保持のための取り組み状況

町民の不信を招くことのないよう倫理保持および交通安全などについて、機会あるごとに注意を喚起し、服務規律保持を図っています。

## 夜間町長室開放を実施しました

令和4年度第5回夜間町長室開放を、8月10日に実施しました。今回は2の方が訪れ、町長と懇談しました。

### ＜来庁者からの要望・意見①＞

- ①私は高校卒業後、女性消防士をめざして、救急救命士の専門学校に進学しています。町では現在、女性消防士は採用されていませんが、私自身、女性消防士の必要性を実感しています。町では、女性団員も含めて、消防団員が年々増加していることもあり、消防職は非常にやりがいのある職だと思うので、卒業後は、消防士として働くことを目標に日々、学習に励んでいます。
- ②「学生応援ふるさと小包事業」について、私も利用させていただきましたが、コロナ禍で制約があり、心細い環境の中、地元の方たちからの心遣いをとても心強く感じ、大変感謝しています。同封されていた町長からの直筆の手紙は、今も大切に手元に残してあります。「学生応援ふるさと小包」も、私が、地元の良さを再認識し、町に戻って地元で働きたいと思ったきっかけの一つでもあります。地元の友人たちもSNS(ソーシャルネットワーキングサービス)に投稿しており、地元から町外に進学した学生の励みになっていると思います。新型コロナウイルス感染症が収束しても、今後も継続してほしいと思います。
- ③「夜間町長室」の周知方法について、今回出席に当たって、町のSNSを検索して発見しましたが、今まで実施していることを知りませんでした。町長と直接、話ができる大変良い機会なので、SNS以外にも、例としてポスターを町内の公共施設やスーパーに掲示するなど、周知方法について検討してほしいと思います。

### ＜町長の発言①＞

- ①私自身も女性消防士の必要性は認識しています。9月に完成する消防庁舎も女性職員の採用を見込んで、仮眠室や更衣室など、女性専用のスペースを設置しています。救急救命士の国家試験の合格をめざして受験勉強に励んでください。
- ②「学生応援ふるさと小包」を喜んでいただけたこと、私もうれしく思います。昨年度も「夜間町長室」で、私に直接お礼を伝えに来庁された方がいました。今後の継続については担当課に伝えます。
- ③「夜間町長室」の周知方法については担当課に伝えます。

### ＜来庁者からの要望・意見②＞

- ①私は現在、地元企業に就職して実家から通勤していますが、就職を機にできれば町内で一人暮らしを希望していました。しかし、住宅不足で入居可能な物件が不足しているため、希望が叶わない現状です。特に若い世代向けの住宅が不足しており、周囲でも入居を希望している方がいるので、将来的には住宅をもっと建設してほしいです。

### ＜町長の発言②＞

- ①町内で住宅が不足していることは理解していますが、民間のアパートなども少しずつ建設されている状況です。今後も検討が必要だと思っています。

今月の夜間町長室開放は9月14日(水)です ご予約は総務課(☎ 47-2112)まで



開設時間 18時30分～20時30分

■問合せ 総務課広報IT推進係 (☎ 47-2112 役場2階 窓口10番)